平成２１年（フ）第１０４号
栃木県足利市福富町1245番地１　シティクラブ福富Ｄ204号室、住民票上の住所秋田県大仙市太田町国見字伊勢堂110番地
債務者　田口　正洋
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１３４号
北海道中川郡幕別町札内若草町540番地の18道営若草団地２―305
債務者　岡田眞之介
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１４１号
北海道十勝郡浦幌町字帯富102番地の１
債務者　外崎　尚幸
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
北海道帯広市西17条南５丁目９番地63　アディ⑧13号室
債務者　山岸　英典
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１４６号
北海道帯広市西19条南２丁目20番４号
債務者　押川　昌子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１５６号
北海道帯広市東８条南21丁目７番地８
債務者　大御堂悦裕
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２１年（フ）第１１２０号
名古屋市瑞穂区牛巻町７番１号　牛巻団地１棟419号
破産者　平川ちぐさ（旧姓塩川）
1　主文　当裁判所が平成21年６月２日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「愛知県愛知郡東郷町兵庫１丁目９番地23　チャリンカン２Ｂ号」とあるのを「名古屋市瑞穂区牛巻町７番１号　牛巻団地１棟419号」と更正する。
2　決定年月日　平成21年７月31日
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２８号
新潟県胎内市築地2146番地
破産者　高橋　慎也
1　決定年月日　平成21年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２０年（フ）第８７５号
神奈川県厚木市上依知2379番地２
破産者　牧野　雄二
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第８７６号
神奈川県厚木市上依知2379番地２
破産者　牧野美恵子
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第３０２６号
愛知県小牧市古雅３丁目61番地５、開始決定時の住民票上の住所東京都町田市金森1357番地３　ソレジオ金森101
破産者　杉本　泰則（旧姓川島）
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８１２号
愛知県半田市瑞穂町４丁目７番地の６　レインボー第３半田605号
破産者　宮川　朋美
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１６３号
愛知県愛知郡東郷町大字和合字南蚊谷251番地　コーポいそむらＧ号
破産者　三枝久美子
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５６号
兵庫県赤穂市清水町８番地の10
破産者　大橋　角夫
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２６２号
兵庫県加古郡稲美町加古2412番地の５
破産者　上野　良造
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成１９年（フ）第３６号
岐阜県海津市平田町脇野16番地
破産者　伊藤　　満
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係